

平成 27 年 3 月 16 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君）	8 番（上川正衛君）	9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君）	11 番（藤本誠助君）	12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）		

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1 名

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（糸 英彦）	企 画 課 長（木下公明）
税 務 課 長（笹山恵子）	福 祉 課 長（川田順也）
健康増進課長（三木俊明）	住民環境課長（宮原正行）
建 設 課 長（樋口英士）	農林水産課長（高橋幸光）
商工観光課長（須浪宏和）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（椎木 孝）	水 道 課 長（川本公義）
病院事務長（奥村 忠）	出納室課長（南堀英二）
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第 4 号

別紙のとおり

平成27年3月土庄町議会定例会
議事日程（第4号）

（平成27年3月4日招集）

平成27年3月16日（月曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第20号 土庄町電動レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 第 3 議案第21号 土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 第 4 議案第22号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第23号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第24号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第25号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第26号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 9 議案第27号 土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第10 議案第28号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第11 議案第29号 土庄町立幼稚園一時預かり事業保育料徴収条例
- 第12 議案第30号 土庄町公民館設置条例及び土庄町高見山公園の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第31号 土庄町福祉バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 第14 議案第32号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第33号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する
条例
- 第16 議案第34号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第35号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正
する条例
- 第18 議案第36号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第37号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第38号 土庄町農業担い手研修センター設置に関する条例の一部を改正
する条例
- 第21 議案第39号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第40号 土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び
活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める
条例
- 第23 議案第41号 土庄町教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例

- 第24 議案第42号 土庄町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 第25 議案第43号 土庄町し尿処理場の設置に関する条例
- 第26 議案第44号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更（編入）について
- 第27 議案第45号 土庄町道路線の廃止について
- 第28 議案第46号 土庄町道路線の認定について
- 第29 議案第47号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について
- 第30 議案第48号 小豆医療組合理約の全部を変更する規約について
- 第31 議案第49号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合理約の一部変更について（土庄町）
- 第32 議案第50号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（土庄町）
- 第33 議案第51号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合理約の一部変更について（大鐸財産区）
- 第34 議案第52号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（大鐸財産区）
- 第35 議案第8号 平成27年度土庄町一般会計予算
- 第36 議案第9号 平成27年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第37 議案第10号 平成27年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第38 議案第11号 平成27年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第39 議案第12号 平成27年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第40 議案第13号 平成27年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第41 議案第14号 平成27年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第42 議案第15号 平成27年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第43 議案第16号 平成27年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第44 議案第17号 平成27年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第45 議案第18号 平成27年度土庄町水道事業会計予算
- 第46 議案第19号 平成27年度土庄町病院事業会計予算
- 第47 閉会中の継続調査申出について

開議

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（川本貴也君）

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

3 月 5 日に平成 27 年度当初予算及び条例関係等が当委員会に付託されました。これらの議案について、3 月 6 日及び 3 月 12 日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について各課ポイントのみ報告させていただきます。

議会事務局。議会費は、総額 9,594 万 8 千円で、26 年度と比べ 117 万 6 千円の増です。主な要因は議会運営費を精査し減額を行った一方で、議員報酬関係費のうち共済組合等負担金の大幅な増額となった結果です。監査委員費は、総額 63 万 2 千円で 26 年度とほぼ同額予算です。委員より、負担金補助金及び交付金及び議員の共済費について質問がありました。採決に入り、委員 1 名より予算案について反対がありましたが、議会事務局所管部分の予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務課。平成 27 年度からスポーツ振興奨励補助金制度を創設し、全国大会等に出場する選手や団体に奨励金を補助し、出場経費の負担軽減、スポーツ活動の意欲の増進等を図るため 100 万円を計上しております。合併 60 周年記念事業は、記念式典、記念イベントの開催経費、戦争体験誌の作成委託料、太鼓台祭りにかかる経費です。公共施設等総合管理計画策定事業は、過去に建設された公共施設の多くが更新時期を迎えるにあたり、長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担を平準化するための計画を策定する費用です。財源は 2 分の 1 が国の特別交付税として財源措置があります。消防団施設

デジタル化整備事業は新規事業で、消防庁舎の建替え及び消防救急無線のデジタル化にあわせて、消防署と各分団屯所をつなぐサイレンの更新費用と、車両の無線機と携帯式無線機のデジタル化へ対応するための更新費用です。全国消防操法大会関係事業も新規事業で、土庄町が27年度に全国女性消防操法大会に出場する順番となっており、大会への準備費用、選手の参加経費などを計上しています。災害対策費のうち災害対策事業の増額276万5千円は、備蓄物資の購入と防災訓練関係費用の経費で、財源は2分の1が地域防災力支援補助金です。また、再生可能エネルギー等導入事業は、国の補助により、避難所指定された耐震化公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池を設置するもので、平成27年度は、中央公民館、豊島小学校、北浦小学校を設置予定としております。

歳入の主なものについて、地方消費税交付金は、消費税増税分の通年換算により、9,800万円の増額、自動車取得税交付金は、税制改正により614万円の減額、地方交付税は、普通交付税として、2千万円の減額見込みとの説明がありました。財政調整基金繰入金は、財源不足分2億7,630万3千円を計上しています。また、町債の増減としては、新病院建設に伴い、衛生債が1億5,750万円の増、土木債が大谷ポンプ場新設分と下水道長寿命化分等により、1億1,070万円の増、消防債は、救急デジタル無線整備事業の起債の減により、8,840万円の減、教育債は、土庄小学校の建設完了により、9,400万円の減で、全体では前年度より、1億150万円増の15億6,200万円となっております。

委員から、公共施設等総合管理計画策定事業について質問があり、執行部から、入札により専門業者に計画策定を委託し、施設を統廃合する場合には委員会に説明いただくと回答がありました。次に、スポーツ振興奨励補助金について具体的な内容について質問があり、執行部から、要綱の趣旨、対象者、奨励補助金額の説明がありました。次に、調査委員会事務費については、無駄な経費であり町として恥ずかしいと意見が出されました。執行部から、第三者機関の指摘をいただきながら更なる反省をしたいとの答弁がありました。

採決に入り、委員1名が社会保障・税番号制度システム整備事業運用に伴う予算に反対がありましたが、総務課所管部分の予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

農林水産課。農業振興費2,933万円は、615万7千円の増額、主な要因は有害鳥獣被害防止対策事業の増額と、中山間地域等直接支払推進事業の増額、新規事業として、ごま生産推進事業及び農耕文化の継承と農業の振興を図るための大鐸地区伝統的米づくり事業によるものです。農地費5,796万8千円は、2,068万1千円の減額、主な要因は県営土地改良事業のうち、新規事業として蛙子池堰堤の耐震補強工事を施す県営ため池耐震化整備事業の増額の一方で、負担割

合の変更により町及び受益者負担が大幅に緩和されたことによるものです。水産業振興費は、603万1千円の増額、主な要因は新規事業として小型底曳船による海底ごみを除去する海底堆積ごみ回収事業の新規実施によるものです。漁港建設費1億4,501万9千円は、4,999万8千円の増額、主な要因は田井漁港の整備にかかる港整備交付金事業の実施によるものです。議案第13号 大鐸財産区事業特別会計と議案第14号 農業集落排水事業特別会計は、平成26年度とほぼ同じ内容とのことでした。

委員から、有害鳥獣被害防止対策事業の増加について質問があり、それに対し、防獣帯設置とワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置事業の増加、急激な割合で増加している捕獲頭数に対処するための鳥獣捕獲等助成事業費の増加、また、新規事業として有害となるサルの群れやシカの一部を捕獲する特定鳥獣等個体群管理推進事業の実施による増加であると回答がありました。委員から、海底堆積ごみ回収事業の具体的内容についての質問には、底引き網の操業禁止区域についてごみの回収を行っていないことから、その禁止区域のごみを回収するもので、各漁協並びに支所と実施内容を協議して実施するとの回答がありました。委員から、大鐸地区伝統的米づくり事業の詳細についての質問があり、肥土山農村歌舞伎近隣にて実証田を地元の方々が協力して設置することとなり、町も協力及び支援をすとの回答がありました。

次に条例について、議案第38号 土庄町農業担い手研修センター設置に関する条例の一部を改正する条例は、資料室及び料理教室をなくし新たに会議室を設けるため、条例の一部を改正するものです。議案第44号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更(編入)については、小江地区の県道拡幅とともに設置した物揚場敷地69.05平方メートル部分です。議案第51号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてと、関連する議案第52号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分については、土庄町小豆島町環境衛生組合が平成27年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、一部事務組合を組織する地方公共団体の数及び一部事務組合の規約の変更及び事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議が必要となったためです。

以上の質疑を経て、農林水産課所管部分の一般会計予算、特別会計予算、条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

企画課。26年度と比較して大きく変わったものは、離島航路運営費等補助金が444万4千円の減額、移住交流推進事業のうち島ぐらし体験の家などの経費及び空き家改修費補助金の新設などにより105万7千円の増額、地域公共交通

活性化・再生総合事業において三都線が廃止代替バスとして追加されたことにより、144万6千円の増額、地域活性化支援事業費において、地域おこし協力隊募集及び活動に要する経費の計上により、764万9千円の増額となっています。少子化対策費は、子ども・子育て支援計画策定に要する費用が平成26年度で終了しますので、前年度より351万2千円の減額となっております。地域医療研修施設整備事業は、地域医療に関心のある研修医を広く受け入れ、養成等を積極的に行い医療従事者の確保を期待するため570万円を計上しております。

以上の説明に対し、委員からは新規事業の空き家改修費補助金の制度概要及び地域おこし協力隊について質問があり、空き家改修費補助金は、土庄町空き家バンクに登録し、移住者に賃貸または売買した物件のリフォームに対し、補助対象100万円を上限に、町が50万円まで補助、さらに県が上乘せとして、100万円を超える部分について、50万円を限度に2分の1を補助するというもの、地域おこし協力隊は、新たに島外から住民票を移した人が対象になるとの回答がありました。

議案第21号 土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、施設移転に伴い改めるもの。議案第22号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院勧告による給与制度の総合的見直しを行うため改正するもの。議案第23号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、慢性的に不足している医師の確保対策として、医師派遣の要望や研修学生等の受け入れを積極的に行うため、給与待遇面で見直しを行うもの。議案第24号 土庄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、交通指導員の報酬見直し及び地域おこし協力隊員を新たに加えることによるもの。議案第25号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例は、町長として最善の努力を尽くすとともに、公平で公正な町行政を推し進めるため、町長の給与の半額を減額するもの。議案第34号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例は、子育て支援の拡充として、第4子以降の出産祝い金を増額しようとするものとの説明がありました。議案第49号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更については、土庄町小豆島町環境衛生組合が解散、脱退することに伴い、議会の議決を求めるもの。議案第50号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分については、第49号と同様の理由から、議会の議決を求めるものとの説明がありました。

委員から、議案第25号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例について、半額にした理由の内容、根拠を明確に説明する必要があると

の意見があり、継続審査として3月12日に再度委員会を開催することとしました。また、議案第22号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に関し、対象となる職員について質問があり、非正規を除く正規職員全員が対象となり、平均2%、55歳以上の高齢層の職員は最高4%下がり、初任給などは変わらないとの回答がありました。さらに、議案第23号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に関して、支給内容及びその支給方法について質問があり、医師確保対策として、関係団体に対する医師派遣の要望や研修学生等の受け入れを積極的に行うために要する費用について支給し、その額については条例の範囲内で各担当課と協議のうえ、町長が定めるとの回答がありました。採決を行い、条例の一部改正について委員1名の反対、また議案第25号については提案理由の根拠を明確に説明する必要があるとの意見がありましたので継続審査にすることを決定、その他の企画課所管部分の予算、条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、3月12日、継続審査のため委員会を開催し、町長より提案理由の補足説明をいただきましたが、減額理由について賛否が分かれ、採決の結果、議案第25号については原案を否決すべきものと決しました。

建設課。土木総務事務費5,230万8千円は前年度より8,202万8千円減額しております。病院事業会計への償還のための宅地造成事業会計繰出完了によるものです。道路新設改良費1億5,329万5千円は、前年度より3,581万4千円増額しております。要因は小海の千代栄橋架け替え工事、要鉄川西線改良工事、舗装修繕工事の事業費増額によるものです。河川総務費5,054万7千円は、前年度より1,129万3千円の減額となっております。理由としましては、前年度に伊喜末ポンプ場改良工事を行ったことによるものです。港湾建設費は1億1,232万8千円で前年度より3,233万8千円増額となっております。主な事業は、平成27年度完了予定の馬越港港整備交付金事業5,487万9千円であります。都市下水路建設費2億41万2千円は、前年度より1億2,524万4千円増額となっております。湊崎ポンプ場、東内浜ポンプ場の改築工事、大谷ポンプ場新設工事の躯体築造、吐出水槽等を整備する予定です。住宅管理費848万4千円は、前年度より3027万7千円の減額となっております。主な事業は、民間建築物耐震対策支援事業であり、住宅の耐震診断、耐震改修に係る経費の一部を補助するものです。改良住宅建設費7,643万9千円は、前年度より6,823万6千円の増額となっております。大部住宅建替事業として基本設計、地質調査、用地購入費を予定しております。

議案第11号 平成27年度港湾整備事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ9,296万2千円を計上し、前年度より1,574万円減額しております。理由は、23

年度末で土庄港ターミナルビルの地方債償還が完了したことにより、24年度からの収支が単年度で黒字転換したため、前年度繰上充用金が減額したことになるものです。

議案第12号 平成27年度宅地造成事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ7,979万6千円を計上し、前年度より8,990万2千円減額しております。理由は、前年度に病院事業会計への償還を一括返済したことによるものです。

議案第39号 土庄町営住宅管理条例の一部改正は、家賃の算定に係る整備を行うものであり、住宅管理条例施行規則に小海浜住宅の家賃を定めます。議案第45号、46号、土庄町道路線の廃止及び認定は、灘山地区の町道豆坂線において、鳥獣害防止柵の設置に伴う町道の用途廃止により、認定区域を変更しようとするものです。

委員から、大部住宅建替事業の建替計画、建替後の家賃についての質問がありました。執行部より、既設住宅の建替え及びリフォーム工事を3期工事程度で施工し、集会所・公園整備を計画、現在は基本計画を策定中で、決定次第、委員会で説明します、建替後の家賃については、公営住宅と同じ家賃算出方法の応能応益制度を導入しますと回答がありました。

以上の質疑を経て、建設課所管部分の一般会計予算、特別会計予算、条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

水道課。議案第18号 平成27年度水道事業会計予算について、収益的収支の収入では、営業収益と営業外収益の合計で4億6,977万8千円、支出では営業費用、営業外費用、特別損失、予備費を合わせて合計4億1,012万円を計上しています。資本的収支の収入は、肥土山浄水場更新事業のための借り入れなど6億9,543万円で、支出は、建設改良費として、肥土山浄水場更新事業、石綿管を含む老朽管等布設替工事、浄水場施設整備等に係る営業設備費、企業債元金償還金や予備費など合計8億6,415万1千円を計上していました。

次に議案第9号 簡易水道事業特別会計予算では、歳入歳出それぞれ2億711万5千円を計上し、歳出では維持管理的な費用として、一般管理費、送配水費合わせて1,763万1千円、建設改良費のなかでは、平成27年度から28年度で実施する豊島簡易水道統合事業の工事請負費で1億7,230万8千円計上していました。また、統合事業に関する公有財産購入費として380万円を計上していました。

また、議案第47号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置については、広域水道事業体設立のために規約を定め、構成団体で設立準備協議会を設置するものであるとのことでした。

委員から、広域水道事業体設立準備協議会について、参画後の脱会ができる

のか、住民周知を行っているのか、住民への給水が今後も安定して行えるかなどの質問があり、執行部の回答として、脱会は可能、住民周知は行っていない、給水については問題ないとのことでした。

以上の質疑を経て、議案第 47 号について委員 1 名の反対がありましたが、水道課所管部分の事業会計予算、特別会計予算、条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

税務課。税務総務費は、平成 27 年度固定資産評価替作業の終了と固定資産システムの契約満了により 600 万 5 千円減額し、社会保障・税番号制システム整備事業は 26 年度に引き続きシステム改修を実施。賦課徴収費は、住民税の法改正等による税のシステム改修や、平成 27 年度固定資産税評価替、社会保険料控除の納付通知等にかかるシステム改修の減により、583 万 5 千円の減額となるとの説明でした。

歳入は、自主財源の根幹である町税全体では、14 億 8,343 万 4 千円で、3,621 万 9 千円の減額であります。法人町民税は、法人税割の税率の引下げ等により 1,653 万 1 千円の減、軽自動車税については 2 輪車の新税率の適用が、1 年間延期され前年並となり、固定資産税では、平成 27 年度の評価替の影響で、1,390 万円の減となる説明でした。

委員から、賦課徴収費の電算委託料の内容について質問があり、税務課から各税の納付書発行、電算システムに係る経費であると説明がありました。

採決に入り、委員 1 名が予算案について反対がありましたが、税務課所管部分の予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました

出納室。債権管理費 268 万 7 千円は、法律相談の増加により弁護士の顧問契約料が 60 万円増、会計管理費 934 万 2 千円は、用度物品の消費が増えたことにより 9 万 1 千円の増でありました。出納室所管部分の予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました

商工観光課。商工業振興費 4,014 万 9 千円は、前年度より 1,560 万円の増額となっており、要因は新規事業の企業誘致助成事業を実施するためです。観光費 8,843 万 9 千円は、昨年度より 1492 万円の減額です。主な事業は、観光団体・イベント助成事業 4,842 万 9 千円のうち、小豆島観光協会等の観光関係諸団体への負担金及びイベント実施に係る負担金と観光振興基金積立金、新規事業として 10 月に小豆島で開催される全国大会「巨木を語ろう全国フォーラム」負担金です。また、レンタサイクル貸出事業 1,758 万 3 千円は、豊島観光協会への運営委託料及びレンタサイクルの使用料収入を基金に積み立てをするものです。瀬戸内国際芸術祭事業 596 万円は、迷路のまちと肥土山の作品を継続公開するための事業費です。地域資源活性化事業 243 万 3 千円のうち地域資源調査委託

料 200 万円は、新規事業として旧笠井武太夫邸跡地の活用方法を検討するための調査費用です。以上、商工費の合計額は 1 億 5175 万 6 千円、前年度より 677 万 9 千円の減額となりますが、地方創生先行型の国庫補助事業として、1,736 万 2 千円を補正予算に計上し、27 年度に繰り越すため合計 1 億 6,911 万 8 千円となり、前年度より 1,058 万 3 千円の増額となります。

委員の主な質問として、まず、企業誘致事業の内容について質問があり、固定資産投資額 1 億円以上、新規雇用者 10 人以上を雇い入れた事業者に対して助成を行うもので、この制度では初めての助成となる、との回答がありました。また、地域資源活性化事業の内容について質問があり、昨年、迷路のまちの中の旧笠井武太夫邸跡地を町に寄附していただいたので、その活用方法を調査するものである。古い建物や塀があるので、改修なり修復して使えるかどうかを調査し、利用方法を考えたい、との回答がありました。

次に条例について、議案第 20 号 土庄町電動レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、設置場所を土庄町豊島交流センターから土庄町豊島内に改めるもので、豊島を訪れる観光客の増加に伴い、交流センター以外でも取扱いができるように条例を改正することによって、レンタサイクルを利用される方の利便性を向上させることが目的であるとの説明がありました。また、実際に取扱いの場所を広げていくかどうかは、委託先と協議していくとの説明がありました。委員から、「良い発想である。こういったことは行政としてどんどんやって欲しい」との意見がありました。議案第 40 号 土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例は、従来、一定規模以上の工場を設置する際に、法律に基づいて、敷地内に環境施設や緑地を設けることが義務付けられているが、本条例で定めることにより、緑地面積率等の規制が緩和される。具体的には、本条例により環境施設面積 25%以上が 15%以上に、緑地面積 20%以上が 10%以上に緩和されるとの説明がありました。この制度は、従来からあったものの、産業振興全体の施策を見直す中で、事業者が工場敷地を有効活用することにつながることから、この度、条例を制定しようとするものであります。委員から、現に指定地域で事業を実施している事業者以外の計画があれば、今後、指定地区に含んでもらえるのか、との質問があり、執行部から可能であると回答がありました。

以上の質疑を経て、商工観光課所管部分の一般会計予算、条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、総務建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。3月5日に平成27年度当初予算及び条例関係等のうち当委員会が所管する部分が付託されました。これらの議案について、3月9日に委員会を開催し審議をいたしましたので、その結果について各課ポイントのみの報告をさせていただきます。

生涯学習課。全体予算額2億2549万4千円は、平成26年度に対して1,669万5千円の増額となっています。中央公民館大ホール舞台設備及び高見山テニスコートなどの施設修繕並びに、閉校となる小学校施設のうち、体育館及びグラウンドを社会体育施設として維持管理する経費を算定したことが主な理由です。

続いて、議案第30号 土庄町公民館設置条例及び土庄町高見山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、地籍調査の結果生じた地番変更に従い、戸形、豊島両公民館並びに高見山公園の位置を改正するものと説明がありました。

委員から、社会教育主事有資格者のあり方について質問があり、これに対し、執行部からは社会教育の施策の充実と向上を図るために、今後も資格取得者を増やしていきたいとの報告がありました。

以上で質疑が終了し、生涯学習課所管部分の予算及び条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課。教育総務課全体の当初予算額は9億1,502万円で前年度より10億2,544万6千円減少しております。新設小学校建設事業が終了したことが原因です。保育所費、子育て支援センター費は、昨年とほぼ同様です。就学・就園助成事業については、37万6千円の減少。スポーツ文化活動等助成事業は、27年度から四国大会、全国大会出場の宿泊費も助成するとのこと。小学校費は、小学校の統合に伴うスクールバスの台数が4台から7台に増加するため委託料が1,764万8千円増加しています。

学校建設費のうち、豊島小・中学校建設事業は、27年度に豊島小中学校を併設するための大規模改修事業費です。また、豊島小学校屋内運動場耐震化事業については、豊島小学校体育館の天井落下を防止するため非構造部材の撤去を行う工事請負費であります。中学校費のうち、土庄中学校屋内運動場耐震化事業は、土庄中学校の体育館の天井を撤去し、耐震化を図ろうとするものです。

中央学校給食センター費は、27年度よりパート職員を1名増やし、アレルギー等の除去食専門の担当を配置するとのこと。

議案第 26 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、教育委員会制度の改正に伴いまして、教育長が任期 3 年の特別職となり、教育委員長の職務を兼ねることになりました。また、教育施策の大綱を首長が定めることとなったことで、総合教育会議を開き、首長が直接教育について関与できるようになったことです。これに伴い、整備条例を 1 条ずつ説明いただきました。

議案第 27 号 土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例第 1 条の土庄町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、27 年度から廃校になる体育館を社会体育施設にするための改正、第 2 条の土庄町立学校施設使用料に関する条例の一部改正は、社会体育施設に移行した体育館を学校施設から除くための改正、第 3 条の土庄町多目的グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正は、現在ある社会体育施設のグラウンドに、廃校になった土庄小学校を除くグラウンドを追加し、使用料を定めるというもの、また、第 4 条の土庄町公告式条例の一部改正は、廃校になった淵崎小学校の告示用掲示板を廃止するための改正です。

議案第 28 号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第 1 条の土庄町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正については、幼稚園の保育料を子ども・子育て支援法施行細則に明記するため、また預かり保育の保育料については一時預かり保育料として条例を新規制定するための改正です。第 2 条の土庄町保育所設置条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の目的が変わったため、施行細則の中に保育料を定めるための一部改正です。第 3 条の土庄町保育実施条例の廃止については、これも子ども・子育て支援法施行細則の中で、保育所の入所手続きなどを定めるため、廃止するものです。

議案第 29 号 土庄町立幼稚園一時預かり事業保育料徴収条例は、新制度への移行に伴い、土庄町立幼稚園保育料徴収条例から保育料を削ったため、新たに新規制定するものです。

議案第 41 号 土庄町教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例は、法令により、教育長は特別職ではあるけれども職務専念義務を有することになっていきますので、勤務時間等の諸条件を一般職と同様に定めるものです。

議案第 42 号 土庄町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例は、法令により、職務専念義務を有することになっていきますので、研修や人間ドックなどへ行くため職務専念義務を免除する規定が必要になるとのことでした。

質疑に入り、委員より、要望があった豊島小学校の体育館の横のトイレはどうなっているかとの質問に、27 年度の小中学校併設の大規模改修の中で考え、

設計の中に入れていますが、全体予算をみながら検討していきたいと答弁がありました。また、委員より、スクールバスはどこから乗れるのかとの質問に、執行部より、畝木地区は3キロを超えるということで戸形線に乗車します、大木戸、吉ヶ浦、港新町については、1年から3年生のうち申し出れば乗れることになっている、鹿島も同じです。始発の駐車場は、オリーブバスの駐車場、鹿島荘の駐車場を予定している、大谷地区については四海線に乗る予定で、その対象者は3名、うち2名が申し込んでいるとの答弁がありました。また、委員より、スクールバスのバス停等について、何か保護者から要望が出ているかとの質問に、執行部より、伊喜末のバス停については、保護者からの要望もあり新たに設置、それ以外のバス停については、始発の場所ではバスの中で待つってもらうことになる、との答弁がありました。

以上で質疑が終了し、教育総務課所管部分の予算及び条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

住民環境課。住民環境課の27年度当初予算総額は4億8,747万8千円、前年度より1,275万1千円、2.6%の減額であります。減額の主な理由は、戸籍住民基本台帳費においてマイナンバー制度の関連法案の成立により、28年1月に向けた準備を進めておりますが、社会保障・税番号制度システムを含め、その経費に係る増減ということでした。

環境衛生費は、浄化槽設置補助を昨年度より10基増やし60基にしたための増額です。斎場管理費は、斎場運営委託をすでに昨年の8月から実施しておりますが、27年度は当初予算からの計上ということで増加となっております。清掃総務費は、職員2名減ということで人件費の減額となっております。

塵芥処理費は、26年度に塵芥収集車の購入がありましたので減額となっております。し尿処理費は、27年1月から新たに西浦地区を除く土庄地区の委託を実施しておりますので、増額となっております。また、一部事務組合の解散により27年度から御影浄苑で実施するし尿及び浄化槽汚泥処理が土庄町単独での事業となりますので、環境衛生組合負担金から御影浄苑運営管理等の形に代わり、御影浄苑職員の人件費等を新たな項目として計上しています。

続いて、人権推進室の予算について説明がありました。総予算4,768万円、前年度より2,206万円、31.6%の減額であります。増減の主な理由は、人権対策推進費の職員給料等の変動と、旅費について大会の開催地が毎年変更になることからの減額ということでした。隣保館運営費は、指導員の新規採用に伴う賃金単価の下落による減額となっております。児童館運営費は、施設修繕費による減額ということでした。人権教育費は、職員が1名減となることと、男女共同参画プランの策定が完了したことにより委託費の減額、さらに、学力向上総合

推進事業の教育総務課への移管によるものであります。

議案第 37 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、現在無料で行っている粗大ごみ収集を平成 27 年 6 月から有料化の実施をするため、ごみの出し方や収集運搬にかかる料金などの決まりを制定するものです。

議案第 43 号 土庄町し尿処理場の設置に関する条例は、平成 27 年 3 月 31 日をもって土庄町小豆島町環境衛生組合が解散することに伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、土庄町の単独事業として、し尿及び浄化槽汚泥を処理するために制定しようとするものです

委員から、し尿処理民間委託の委託先の問いに、執行部から瀏崎地区及び四海地区は(有)小豆島、それ以外の地区は(株)環境プランとの答弁がありました。委員から、し尿収集運搬の単価が 216 円となっているが、205 円と説明があった、その差額についての問いに、執行部よりし尿の収集単価は 216 円で、委託単価は 205 円で、差額が町の収入になりますと答弁がありました。委員から、施設修繕費の具体的内容についての問いに、執行部からある程度の定期修繕は決めており、現時点でし尿処理施設の方向性が決まっていないため、維持できる最低限の範囲で修繕を計画している。大きな修繕が必要となれば、補正対応を考えていますとの答弁がありました。

委員より、委託料などは毎年同じ金額か、安くなるような交渉は行っているのかとの問いに、リースなので、約 5 年間は同じ金額、戸籍システムは切替え時期なので、前回より抑えられるように見積依頼を行う予定であるとの回答がありました。

委員から、斎場の民間委託で、住民からの苦情その他維持管理上の問題点があるのかとの問いに、執行部より維持管理もスムーズで住民からの苦情はありませんとの回答がありました。委員から、粗大ごみについて、住民への周知等についてどのように考えているのかの問いに、執行部より広報、ホームページに掲載するとともに各種団体の総会等で説明する予定にしている、先日も婦人会幹部の方に説明しましたとの回答がありました。

以上で質疑が終了し、住民環境課所管部分の予算及び条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

福祉課。一般会計については、公立病院再編整備事業に伴う小豆医療組合負担金の増、臨時福祉給付金給付事業の所管替え、地域人づくり事業、社会保障・税番号制度システム整備事業の新規事業などに伴い、福祉課所管部分の予算額は 25 億 5,200 万円で約 3 億 6,600 万円、率にして 16.8%増加しているとの説明がありました。

委員から、地域人づくり事業の内容について質問があり、県の緊急雇用創出基金を活用し、介護サービス及び福祉サービスにおける人材の育成、正規雇用の確保を目的とするものであるとの説明がありました。また委員から、公立病院再編整備事業の追加補助金についての質問があり、執行部から国、県に対して引き続き要望していくと説明がありました。そのほか、委員から個別の事業内容について質問があり、執行部から詳細な説明を受けました。

次に、議案第 10 号 国民健康保険事業特別会計予算について、当初予算額は、被保険者数の減少により、保険給付費は減少となるが、平成 27 年度より、保険財政安定化事業の見直しにより、共同事業拠出金、同事業交付金が大幅に増額し、2 億 3,500 万円増額との説明がありました。

委員から、健康診査事業人間ドック委託料の内容についての質問があり、執行部から新規事業として、特定健康診査の受診率向上と病気等早期発見のために、特定健康診査と合わせて 1 日ドックを土庄中央病院で開始するとの説明がありました。50 名を見込んでいるとのことでした。

議案第 15 号 介護保険事業特別会計予算について、今回の当初予算額は、平成 27 年度から平成 29 年度、3 年間の第 6 期土庄町介護保険事業計画に基づいた予算編成で、前年度に比べ 2 億 600 万円、率にして 13% 増加している。また、3 年間 65 歳以上の 1 号被保険者の保険料は、月額 5,300 円、600 円増額との説明がありました。

委員から、地域密着型介護サービス給付費の増額についての質問があり、執行部から複合型サービス、小規模多機能型施設、認知症グループホーム、有料老人ホームの 5 施設の利用を見込んでいるとの説明がありました。

また、委員から任意事業安否確認型配食事業委託料の内容についての質問があり、執行部から平成 27 年度新規事業として、介護サービスを利用されていない独居高齢者が対象になり、配食と安否確認がセットの事業。配食弁当は実費、安否確認は、地域支援事業との説明がありました。

議案第 17 号 後期高齢者医療事業特別会計予算について、前年度並みの予算額となっている。新規事業で、国保人間ドックと同様に後期高齢者医療事業も人間ドックを新規事業で取り組むとの説明がありました。

次に条例について。議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 35 号、議案第 36 号条例の一部改正について説明がありました。

続いて、議案第 48 号 小豆医療組合規約の全部を変更する規約について説明がありました。委員から、負担金の割合についての質問があり、執行部から平成 27 年度建設事業は、現状の均等割 2 割、人口割 8 割。平成 28 年度開院からの運営の負担割合は、協議するとの説明がありました。

以上で質疑が終了し、福祉課所管部分の一般会計予算、特別会計予算、条例及び議案第 48 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

中央病院。病院事業会計予算は、医業収益として年間入院患者数を 20,820 人、5 億 5,173 万円を計上、年間外来患者数を 57,870 人、4 億 219 万円を計上しております。また、その他医業収益は室料差額、公衆衛生活動、文書料、一般会計からの負担金など合計 2 億 559 万 5 千円を計上しています。医療外収益を合わせた病院事業収入は、13 億 2,330 万 9 千円として前年度より 2 億 4,454 万 5 千円の減少で前年比 84.4%となっております。病院事業費用は 20 億 273 万 6 千円とし前年度より 2,992 万 9 千円の減少で前年比 98.5%となっております。収益的収入及び支出については、患者数の減少による収入減のため、6 億 7,942 万 7 千円を単年度赤字と見込んでおります。

資本的収入は、2,899 万 6 千円を計上しており、これは企業債元金償還金に対する一般会計からの繰入金であります。資本的支出の建設改良費 1,080 万円については、医療機器の購入に充てるもの、企業債償還金は 4,349 万 5 千円を計上しておりますとの説明がありました。

委員から現在の入院看護体制についての質問があり、夜間体制を維持するため、夜勤要員としての看護師確保が必要との説明がありました。また、赤字の抜本的な解消として、医師確保についての取組みについての質問があり、病院としては、岡山大学及び県立中央病院への医師派遣のお願いをしており、町執行部もお願いに行かれているという説明がありました。

委員から、常勤医の確保について非常に厳しい状況であり、町執行部も更に頑張ってもらっていて、議会としても応援していくというような意見がありました。

以上で質疑が終了し、中央病院所管部分の事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課。一般会計は 3 億 7,884 万 2 千円で、前年度に比べ 1 億 3,606 万円 56%の増額です。特別会計（国保の一部、介護の一部、福祉サービス）は 2 億 683 万 8 千円で前年度に比べ 278 万 3 千円、1.4%の増額とのことでした。

一般会計は、土庄中央病院の予防接種が週 2 回実施から週 1 回となることから、日本脳炎の予防接種に関して病院で行う個別接種から、学校等で行う集団接種に変更するとのことでした。

国民健康保険事業特別会計においては、新しくレセプトデータや特定健診等のデータを分析し、データヘルス計画を作成し、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防に繋げるという事業を行うということでした。

福祉サービス事業特別会計においては、新しく施設ができたことで訪問系サ

ービスから通所系サービスへ利用者が移り、訪問介護サービスの利用者が減少することに伴い、一般会計から繰入金が増加するとのことでした。

委員から、定住自立圏で協定している救急艇について、豊島へ直接来るとは難しいのかとの質問に、協定書で医療機関からの転院搬送でしか使用できないことになっているので、そこをクリアするために高松市と協議しないとけないとのことでした。また、訪問介護サービスの利用者数減少についての質問に、訪問回数が平成25年4月と比較して平成26年2月で4分の1程度まで減っているとのことでした。

以上で質疑が終了し、健康増進課所管部分の一般会計予算、特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審議経過と結果について報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

これをもちまして、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（川本貴也君）

これより、各常任委員長から報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

- 議長（川本貴也君）
暫時休憩いたします。
再開を 10 時 55 分といたします。

休 憩 午前 10 時 38 分
再 開 午前 10 時 55 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（川本貴也君）
再開いたします。

討論、採決（議案第 8 号～第 52 号）

- 議長（川本貴也君）
これより、討論採決に入ります。
まず、条例関係等の議案から行います。
日程第 2、議案第 20 号 土庄町電動レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 20 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 3、議案第 21 号 土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 21 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 4、議案第 22 号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

議案第 22 号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。政策決定権を有する課長職級以下の職員の給与の引き下げに対し反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 22 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (川本貴也君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 5、議案第 23 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 6、議案第 24 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 24 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第7、議案第25号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

12番 川口幸路君。

○12番（川口幸路君）

反対討論をさせていただきます。具体的に申し上げます。3月5日に、私は町長に27年度も38万1,500円の根拠をお聞きした訳です。そうしたら、その席で、財政難とおっしゃった。ところが、26年度は同じ金額なんですけども、38万1,500円ですけども、固定資産税の滞納問題で、道義的責任で半額にしたということなんです。27年度は、それから要するに財政難と言うから委員会付託で受理しました。そしたら、次の日の6日には、四国新聞には昨年度は自身が経営していたホテルの税金滞納を指摘された問題を受け、道義的に責任を感じて半額にしたと、こう新聞に出ている訳です。前の日には「財政難」と、そのへんの矛盾があるので、当委員会でも揉めて揉めて揉めました。常任委員長も報告ありましたように否決されました。常任委員会の否決は重いですよ、本当に。それで、いろいろ議論したんですけども、やはり納得のいく回答が得られなかったということで、矛盾だらけ。私はこの財政難というときに、38万1,500円が38万円とか31万円とか、たとえ500円でも千円でも切っておれば問題なかったんだけど、同額の金額で財政難と言われながら、明くる日には「滞納問題で道義的」と、全く辻褃が合わないということで反対いたします。以上です。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

全体的には、いま川口議員が言われたことと同じでございます。今回の引き下げについて、滞納問題に対する道義的責任、滞納欠損処理に対する道義的責任ということと、財政難ということが含まれているということだったんですけ

れども、その金額が昨年度と同様ということで、内訳を求めましたけれども返答がないということで、反対をいたします。総務建設常任委員会で引き続きの審議継続を求める立場から反対を表明いたします。

(挙手する者あり)

○議長（川本貴也君）

5番 佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

賛成の方の意見を言います。いま反対の意見が2つ出ましたが、確かにそういう内容もあります。ただ、今の状態のなかで、過去の問題で、町長は反省しておりますと、また、もう1つの問題でこれだけ財政が厳しいなかで、どういう対応をやっていくかというような内容を2つ入れて話をされたかと思いますが、やっぱり、1つのことでとやかく言う問題も必要かと思いますが、町全体をみる人が全体の中で言われたことは、私は重く受け止めておりますので、賛成します。

○議長（川本貴也君）

他に討論ございませんか。

(挙手する者あり)

○議長（川本貴也君）

6番 泊 満夫君。

○6番（泊 満夫君）

私も賛成の立場、原案賛成の立場でございます。いま佐々木議員もおっしゃったように、総合的な判断を町長はされたというふうには、私自身受け取っておりますので、賛成の立場といたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論ございませんか。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第25号については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 8、議案第 26 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 26 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 9、議案第 27 号 土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 27 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 10、議案第 28 号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 28 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)
日程第 11、議案第 29 号 土庄町立幼稚園一時預かり事業保育料徴収条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 29 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)
日程第 12、議案第 30 号 土庄町公民館設置条例及び土庄町高見山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 30 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)
日程第 13、議案第 31 号 土庄町福祉バスの設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 31 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 14、議案第 32 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 32 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 15、議案第 33 号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 33 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 16、議案第 34 号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 34 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 17、議案第 35 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 35 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 18、議案第 36 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

議案第 36 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例については、住民の介護保険料の引き上げにつながる条例となっております。介護保険料負担を増やすことは許されません。その立場から反対をいたします。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

介護保険料につきましては、介護保険制度等運営協議会で議論しまして、値上げもやむなしということもありますし、また土庄町の現状をみますと、高齢者がだんだん増えていくし、高齢者の 1 人暮らしというのも増えております。そういうなかで、家庭で全部介護するというのはなかなか難しい問題もあって、やはり通所介護型施設が必要だと思えます。そのために通所型の施設が増えてます。それによる介護保険料の増額ということで、致し方がない部分もあると思えますので、賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 36 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 19、議案第 37 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許しま

す。

(挙手する者あり)

○議長 (川本貴也君)

1 番 福本耕太君。

○1 番 (福本耕太君)

議案第 37 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。本件については、これまで無料とされていた粗大ごみの有料化を進める条例となっております。ごみの削減を目的に有料化を進めるということは、不法投棄等の問題を増やすことになるというふうに考えております。むしろ、リサイクル等の施策を打って、住民が積極的にごみの削減を進めていく、それを促す政策を町としては進めていただきたいという立場から有料化イコール削減にはつながらないという観点の下から反対をいたしたいと思います。反対討論を終わります。

○議長 (川本貴也君)

賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長 (川本貴也君)

2 番 濱中幸三君。

○2 番 (濱中幸三君)

確かに、福本議員のおっしゃっているとおり、ごみのリサイクル、減量化というのは今後強く推し進めるべきだと思いますが、今回の粗大ごみの収集の手数料の増額につきましては、新たに収集方法が変わることなどもありますし、町の財政的な面を勘案すれば、仕方がないものと思いますので賛成いたします。

○議長 (川本貴也君)

他に討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 37 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (川本貴也君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 20、議案第 38 号 土庄町農業担い手研修センター設置に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 38 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 21、議案第 39 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 39 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 22、議案第 40 号 土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 40 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)
日程第 23、議案第 41 号 土庄町教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 41 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)
日程第 24、議案第 42 号 土庄町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 42 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)
日程第 25、議案第 43 号 土庄町し尿処理場の設置に関する条例について討論

を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 43 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 26、議案第 44 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更(編入)について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 44 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 27、議案第 45 号 土庄町道路線の廃止について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 45 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 28、議案第 46 号 土庄町道路線の認定について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 46 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 29、議案第 47 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

議案第 47 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について反対討論を行います。本協議会への参加については、土庄町にとってのメリット、デメリットも明確にされておらず、今後自己水源の廃止等が検討されていることから、住民の安心安全の水の供給を守れるとは言い切れません。拙速な協議会への参加ではなく、協議会の進行を見送りながら進めていくべきではないかと思えます。その立場から、拙速な協議会への参加は見送るべきだとの主張に基づいて反対をしたいと思えます。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 47 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (川本貴也君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 30、議案第 48 号 小豆医療組合規約の全部を変更する規約について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 48 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 31、議案第 49 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 49 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 32、議案第 50 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 50 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 33、議案第 51 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 51 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 34、議案第 52 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 52 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 35、議案第 8 号 平成 27 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長 (川本貴也君)

1 番 福本耕太君。

○1 番 (福本耕太君)

平成 27 年度一般会計当初予算に対する反対討論を行います。まず、予算全体に対する評価について述べさせていただきます。住民生活に係わる一般行政については、おおむね賛成であります。なかでも、昨年 8 月より実施の子ども医療費無料化制度を中学校卒業まで拡大した事業の継続は、子育て世代に勇気を与え、住民の安心と少子化対策に大きな役割を發揮していると考えます。また、ひとり親世帯の窓口無料化(現物支給)の実施についても高く評価いたしております。さらに、新制度としてすこやかエンゼル祝金の第 4 子よりの引き上げは、若い世代から歓迎されています。また、戦争体験誌の作成は、戦後 70 年を迎えるわが町、わが国において、平和の大切さと戦争の無意味さ、無惨さを後世に伝える上で重要な役割を持っていると思います。作成には諸手を挙げて賛成するとともに、今後、教育委員会においても子どもたちや青年層へ広く普及し、非核平和宣言をもつわが町の良識を町内外へとアピールしていくことを強く求めるものでございます。また、空き家改修補助金制度の創設は、移住者とわが町の空き家提供者だけでなく、地元業者の仕事づくりに加え、地域経済の活性化につながる制度であり、高く評価するとともに、実施を決意された当局の皆様に対し、敬意を表したいと思っております。

それでは、本年度の予算に対し、反対する項目について、個別に述べさせていただきます。まず、1 つ目は、改良住宅の建て替えについては賛成いたしますが、その他の同和事業の継続のための予算についての反対討論であります。議会費に計上されている予算をはじめ、個人に対する現金給付、部落解放同盟活動費を公費でまかなう支出全般及び同団体固有の偏った人権・同和教育を実施するための予算、また施設の運営費に対し、予算計上することを反

対いたします。予算の修正に対し、町が進める同和事業に代わる対案をお示しいたします。国の通達にもあるように、個人への現金給付や部落解放同盟の活動費の支出は止めるべきであります。また、人権教育は一般教育へと速やかに移行させ、施設の管理及び運営も一般行政へと速やかに移行させるべきであります。不公正・不公平な同和事業を速やかに終わらせることが必要であります。

反対の 2 つ目を述べさせていただきます。国は、マイナンバー制度の利便性ばかりを民間媒体を利用して宣伝をしていますが、この制度には多くの問題点がいまだ残されています。国は強行採決で実施を決めましたが、国民の理解は得られていません。マイナンバー制度にかかる予算全てに対して反対をいたします。個人情報、プライバシーを国が一括で管理するマイナンバー制度、国民総背番号制とも言いますが、個人の人権を保障する憲法に違反していることはもとより、将来にわたり、徴兵制への転用が危惧されています。また、個人の預金や負債等あらゆる情報が一括で収集される点で、漏えい等が起きたときには重大な問題となります。また、情報が漏えいしても本人には分からず、巨大な犯罪やテロリストの行為に利用される危険性を回避するための対策が十分にとられていないことも国民多数の反対運動が起きている理由であります。よって、同制度の導入にかかる予算全てに対し反対をいたします。

反対事案の 3 つ目は、粗大ごみの有料化であります。町は、ごみの削減を理由にしていますが、単純に有料化がごみの削減につながるとは考えられません。有料化になれば不法投棄の増加が懸念されます。ごみ削減のための政策ならば、リサイクルをすれば、住民にとって利益になるような、町民が積極的にごみ削減をしたくなるような施策を先行して実施すべきであります。ごみ削減イコール対策が有料化という住民圧力型の行政では、住民からは受け入れられないと考えるものであります。

4 つ目は、し尿収集民間委託事業の予算についてであります。し尿収集は、公衆衛生における行政の責任であります。職員の身分は公務員として町が責任をもって、衛生に努めるべきだと考えるものであります。

5 つ目は、土庄中央病院を廃止し、新病院を建設するための予算です。今なお圧倒的多数の住民が、中央病院の充実を求めています。町は、医師確保につながるとして新病院の建設、中央病院の廃止を進めてまいりましたが、実際には医師が外部に流出しているのが実態です。土庄中央病院の医師確保、特に小児科医の確保に全力を尽くすべきであります。

以上 5 点について、計画の見直しを求め、予算の修正を求める立場から反対をいたします。反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長 (川本貴也君)

2番 濱中幸三君。

○2番 (濱中幸三君)

平成27年度土庄町一般会計予算については、妥当と思われるので賛成します。

○議長 (川本貴也君)

他に討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第8号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (川本貴也君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第36、議案第9号 平成27年度土庄町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第37、議案第10号 平成27年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長 (川本貴也君)

1 番 福本耕太君。

○1 番 (福本耕太君)

議案第 10 号 平成 27 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。まず、歳出におきましては、人間ドック等を新規で実施されたことについては高く評価するものでございます。ただ、歳入につきましては、国民健康保険税が非常に高く、住民の中からも、引き下げをしてほしいという声が上がっております。年々引き上げを続けていっても、国保会計の維持・存続につながるとは考えにくいという立場から、国保税の引き上げを行ってきたことを前提とした歳入に対する国保会計の運営について、また特別会計について反対するものでございます。以上です。

○議長 (川本貴也君)

賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長 (川本貴也君)

2 番 濱中幸三君。

○2 番 (濱中幸三君)

国保特別会計についても歳入、歳出を考えれば、妥当と思われまますので、賛成します。

○議長 (川本貴也君)

他に討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 10 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (川本貴也君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 38、議案第 11 号 平成 27 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算につ

いて討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 39、議案第 12 号 平成 27 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 40、議案第 13 号 平成 27 年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 41、議案第 14 号 平成 27 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 42、議案第 15 号 平成 27 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

議案第 15 号 平成 27 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について反対討論を行います。本予算につきましては、介護保険料の引き上げを前提とした予算となっております。引き上げに反対する立場から、本予算について反対をいたします。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

先ほど条例のところでも申し上げましたが、本町の高齢者の 1 人世帯、老々介護などを考えると、保険料の引き上げはやむを得ないと思いますので、賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 15 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (川本貴也君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 43、議案第 16 号 平成 27 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 16 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 44、議案第 17 号 平成 27 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長 (川本貴也君)

1 番 福本耕太君。

○1 番 (福本耕太君)

議案第 17 号 平成 27 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算についての反対討論を行います。後期高齢者医療保険制度は、保険料が青天井に上がっていき、またサービスがどんどん削られていくという矛盾点を国会でも厚生労働

大臣が認めております。こうした問題に対して、町として国に対し、後期高齢者医療制度は廃止すべきだということをしっかりと主張していく、こういう立場が必要だということを訴えてきております。高齢者を一般の世代から切り離し、サービスを切り捨てていく、切り縮めていく後期高齢者医療保険制度そのものを廃止を求める立場から、予算に対し反対を行います。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

後期高齢者医療制度は、先ほど矛盾を含んでいるとおっしゃってましたけれども、確かに切り離して考えるというのはどうかとは思いますが、現状を考えると、後期高齢者の保険料とか医療費用全体については、前年度と比べてそんなに大きく高くなるというところはありません。また、現状の後期高齢者の将来の医療費とか、医療とかそういうのを考えると、現状では必要かと思われるので賛成したいと思います。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第17号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第45、議案第18号 平成27年度土庄町水道事業会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川本貴也君)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(川本貴也君)
日程第 46、議案第 19 号 平成 27 年度土庄町病院事業会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長(川本貴也君)
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川本貴也君)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長(川本貴也君)
日程第 47、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。
各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。
お諮りいたします。
各委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川本貴也君)
ご異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 27 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でした。

閉 会 午前 11 時 41 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (川 本 貴 也)

同 議員 (山 田 建 之)

同 議員 (山 崎 勝 義)